

逗子市民生委員・児童委員担当区域一覧

No.	区域名	担当区域
1	沼 間 西	沼間 1 丁目 1 ～ 8 番、41 ・ 67 ・ 74 ・ 79 ・ 82 ・ 83 ・ 88 番地 ほか
2	沼間南台第一	沼間 1 丁目 9 ～ 12 ・ 13 番 4 ～ 13 号、18 ～ 21 番
3	沼間南台第二	沼間 1 丁目 13 番 17 ～ 25 号、14 ～ 17 番 ・ 22 ～ 26 番、136 ・ 309 ・ 323 ・ 324 番地 ほか
4	沼間マイキャッスル (欠員)	沼間 2 丁目 3 番 沼間マイキャッスル
5	沼間神武寺	沼間 2 丁目 1 ～ 9 番（沼間マイキャッスルを除く）、1402 ・ 1563 番地 ほか
6	沼 間 下	沼間 2 丁目 10 ～ 21 番
7	沼 間 中 (欠員)	沼間 3 丁目 1 ～ 8 番、429 ・ 432 番地 ～ 434 番地 ほか
8	沼 間 東	沼間 3 丁目 9 ～ 16 番（20 ～ 31 号を除く）
9	沼間アーデンヒル	沼間 3 丁目 16 番 20 ～ 31 号、17 ～ 33 番（アーデンヒル）
10	沼 間 北	沼間 2 丁目 22 ～ 23 番、1372 ・ 1380 番地 ほか 沼間 4 丁目 1 ～ 6 番
11	沼間柚子沢 (欠員)	沼間 4 丁目 7 ～ 18 番、1273 番地 ほか 沼間 6 丁目 1 ～ 2 番
12	沼間グリーンヒル	沼間 5 丁目 8 ～ 22 番（グリーンヒル）、765 ・ 847 番地 ほか
13	沼 間 上 (欠員)	沼間 5 丁目 1 ～ 6 番 沼間 6 丁目 3 ～ 16 番
14	桜 山 向 原	桜山 3 丁目
15	桜 山 番 合	桜山 5 丁目 1 ～ 4 ・ 15 ・ 16 ・ 20 ・ 22 ～ 34 ・ 38 ～ 46 番

逗子市民生委員・児童委員担当区域一覧

No.	区域名	担当区域
16	桜山上第一	桜山 4 丁目 1 ～ 7 番 桜山 5 丁目 5 ・ 6 ・ 7 番 1 ～ 9 号、17～19 ・ 21 番
17	桜山上第二	桜山 4 丁目 8 ～16 番
18	桜 山 福 田	桜山 5 丁目 7 （ 1 ～ 9 号を除く ） ・ 8 ～14 番
19	池 子 西	池子 1 丁目
20	池 子 中	池子 2 丁目 1 ～11 番 （ 3 番 76～85 号、11 番 3 号、 4 号を除く ） 、 19 番 30～70 号
21	池 子 東	池子 2 丁目 11 番 3, 4 号、12～17 番、池子 3 丁目 （ 3 ～14 番を除く ） 、 池子 4 丁目
22	アザリア東逗子西	池子 2 丁目 19 番 （ 30～70 号を除く ）
23	アザリア東逗子東 （欠員）	池子 2 丁目 18 ・ 20 番 （ 81～83 号を除く ）
24	アザリア第一	池子 2 丁目 3 番 76～85 号、 20 番 81～83 号、 21 番、 22 番 1 ～ 6 号、 23～33 番
25	アザリア第二 （欠員）	池子 3 丁目 3 ・ 9 ～14 番
26	アザリア第三	池子 2 丁目 22 番 （ 1 ～ 6 号を除く ） 池子 3 丁目 4 ～ 8 番
27	主任児童委員	東部地区全域（桜山 3 ～ 5 丁目、沼間、池子）
28	主任児童委員	東部地区全域（桜山 3 ～ 5 丁目、沼間、池子）
29	逗 子 第 一	逗子 1 丁目
30	逗 子 第 二	逗子 2 丁目
31	逗 子 第 三 （欠員）	逗子 3 丁目 逗子 4 丁目 3 番
32	逗 子 中 央 （欠員）	逗子 4 丁目 1 ・ 2 番 逗子 5 丁目 1 ～ 3 番

逗子市民生委員・児童委員担当区域一覧

No.	区域名	担当区域
33	逗子第四	逗子4丁目4～12番
34	逗子第五 (欠員)	逗子5丁目4～14番
35	逗子第六	逗子6丁目
36	逗子第七 (欠員)	逗子7丁目1～5番
37	逗子第八 (欠員)	逗子7丁目6～14番
38	桜山広地第一	桜山1丁目
39	桜山広地第二	桜山2丁目
40	桜山仲 (欠員)	桜山5丁目35～37番 桜山6丁目(2～8番を除く)
41	桜山小古瀬	桜山6丁目2～8番 桜山7丁目10～12番、1768番地 ほか
42	桜山柳作	桜山7丁目1～9番、1815・1821番地ほか、桜山8丁目1・2番
43	葉 桜	桜山5～7丁目の葉桜団地、桜山6丁目1336・1355番地ほか
44	桜山下第一	桜山8丁目(1・2・14～17番を除く)
45	桜山下第二	桜山8丁目14～17番 桜山9丁目
46	山の根西	山の根1丁目 山の根2丁目1～5番
47	山の根中	山の根2丁目6～11番 山の根3丁目1～4番
48	山の根東	山の根3丁目5～20番
49	主任児童委員	中部地区全域(逗子、桜山1・2・6～9丁目、山の根)

逗子市民生委員・児童委員担当区域一覧

No.	区域名	担当区域
50	主任児童委員	中部地区全域（逗子、桜山１・２・６～９丁目、山の根）
51	久木東第一	久木１丁目
52	久木東第二	久木５丁目
53	久木北第一	久木２丁目
54	久木北第二	久木６丁目（逗子ハイランド内を除く） 久木７丁目
55	久 木 西 （欠員）	久木４丁目１～１５・２１・２２番
56	久 木 中	久木３丁目
57	久 木 名 越	久木４丁目（１～１５・２１・２２番を除く）ほか、久木９丁目
58	久木ハイランド 第一	久木６丁目 逗子ハイランド内 久木８丁目１～６番
59	久木ハイランド 第二	久木８丁目７～９・１４・１５番、１６番１・２・１５号
60	久木ハイランド 第三	久木８丁目１０～１３番
61	久木ハイランド 第四	久木８丁目１６（１・２・１５号を除く）～１８・２３番
62	久木ハイランド 第五	久木８丁目１９～２２番、１２９０番地
63	小坪亀ヶ岡第一	小坪１丁目１～６・９・１０番、１２番１～１３号、１４～１６番
64	小坪亀ヶ岡第二	小坪１丁目１１番、１２番１４～４１号、１３・１７～２１番 小坪２丁目１３番
65	小坪亀ヶ岡第三	小坪１丁目２２～３３番
66	小坪中谷戸	小坪２丁目１～１２・１４・１５番

逗子市民生委員・児童委員担当区域一覧

No.	区域名	担当区域
67	小坪南谷戸	小坪 2 丁目 16～25 番 小坪 3 丁目 1 ～ 4 番
68	小坪西谷戸	小坪 3 丁目 5 ～ 9 ・ 11 番 (20～34号を除く) ・ 12 番 19～22 号 小坪 5 丁目 15～19 番 小坪 6 丁目 1 ～ 6 番
69	小 坪 浜	小坪 4 丁目 1 ～22 (20 番 2 号を除く) ・ 25～27 番 小坪 4 丁目 23 番 3 号
70	小 坪 磯	小坪 5 丁目 1 ～14 ・ 20～24 番
71	小坪東谷戸	小坪 1 丁目 (1 ～33 番を除く)、小坪 6 丁目 7 ・ 8 番、小坪 7 丁目 (8 ～15 番を除く)
72	小坪南ヶ丘/光明寺	小坪 6 丁目 9 ～17 番 小坪 7 丁目 8 ～15 番
73	新宿披露山	小坪 3 丁目 10 ・ 11 番 20～34 号 ・ 12 (19～22 号を除く) ～29 番、小坪 4 丁目 20 番 2 号 ・ 23 番 (3 号を除く) ・ 24 番、新宿 4 丁目 2 番 33 号、6 ～ 9 ・ 11 番、新宿 5 丁目 1 ・ 4 番
74	新宿大谷戸	小坪 1 丁目 7 ・ 8 番 新宿 4 丁目 2 番 54 号、10 ・ 12～16 番
75	新 宿 東	新宿 1 丁目
76	新 宿 南	新宿 2 丁目 新宿 5 丁目 2 ・ 3 ・ 5 番
77	新 宿 中	新宿 3 丁目 1 ～ 9 番
78	新 宿 西	新宿 3 丁目 10～13 番 新宿 4 丁目 1 ・ 2 番 1 ～20 号、3 ～ 5 番
79	主任児童委員	西部地区全域 (久木、新宿、小坪)
80	主任児童委員	西部地区全域 (久木、新宿、小坪)